

平成19年7月27日

「産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会中間整理」に対する意見

該当箇所

### Ⅲ. クレジット取引を巡る諸問題への対応

〔意見内容〕

この度の中間整理の内容に関しては、消費者トラブルの実態把握から始まり、多くの要点につき審議されたことに、深く敬意を表します。

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会では平成3年より毎週土曜日・日曜日にウィークエンド・テレホンと銘打ち消費者相談を行っておりますが、その消費者相談に寄せられる消費者被害の実態を踏まえて、消費者にとって安心・安全なクレジット制度の実現のために、ぜひ「割賦販売法」改正の重要施策として下記の点を盛り込んで戴けるようお願い致します。

#### 記

1. 個品割賦契約において、クレジット会社には、加盟店の審査及び管理責任とともに適正与信義務を負う旨の法的義務を課すことを強く希望します。また、この与信については適合性の原則に基づく与信義務とすることを明示してください。

個品方式の場合、クレジット会社は加盟店である販売業者にクレジットの利用促進、支払条件の交渉、契約書面の作成などの営業活動をすべて任せています。つまり、販促活動をせずに利用者(顧客)を確保でき、さらに、加盟店のクレジットを利用するリピーターについては、与信審査がなされているとは思えません。加盟店取引の継続・拡大を考慮すると、加盟店から提出された申込書をできるだけ早く承認する傾向にあるように見えます。そのため高齢者や障害者、若年者などの弱者の過剰与信被害が食い止められません。その上、クレジット手数料には上限もなく高額な手数料が一般化しております。支払困難になった利用者に対するクレジット会社の不当な取り立て行為も見え隠れし、こうしたクレジット利用者がサラ金を利用せざるを得ず、多重債務者への引き金になっているのが実態です。

2. クレジットを利用した加盟店の売買契約が解除・取り消し・無効になる時は、クレジット会社が加盟店と共同して既払い金返還の責任を負うこと(共同責任)を希望します。

現在の割賦販売法第30条の4の抗弁接続規定では、消費者は未払い金の支払を拒否することは出来ても、既払い金の返還までは認められておりません。このような状況では、クレジット会社は加盟店が悪質業者であると知りながらも、加盟店契約を解除するという結果にはつながりません。

悪質商法から消費者を救済するには、加盟店の売買契約が解除・取り消し・無効になるときは当然クレジット会社も共同して既払い金の返還の責任を負うべきです。このことによって、またクレジット会社の加盟店審査の目も変わってくる筈です。クレジット会社とその加盟店は一体不可分の関係にあり、このようにクレジット会社が社会的責任を果たすようになれば、消費者の信頼も増し、安心してクレジットを利用できる社会になると考えます。

3. 個品割賦契約には具体的な過剰与信の基準を設けて、総量規制を課すことを希望します。また、違反行為があった場合には行政処分と民事責任を課す仕組みを合わせて検討して下さい。

次々販売による消費者被害、無職・若年齢層への与信、年金の大半を支払わねば賦払い金を弁済していけそうにない高額契約と過剰与信を巡るトラブルは後を絶ちません。商品購入を伴うクレジット契約と、用途制限のない金銭消費貸借契約とを同列に考えた総量規制は不適切との指摘がありますが、家計経済における弁済原資はクレジット契約も貸金も変わるものではなく、過大弁済は生活を脅かし破綻要因になります。総量規制を課すことで、不要不急の押し付け販売に屈する消費者被害の防止に寄与することになります。

安心社会の安全弁として総量規制は必須要件です。不適正な与信を行ったクレジット会社に対しては、改善命令、業務停止命令、登録取り消し等の行政処分及び経済的な不利益をもたらすような何らかの民事ルールが必要です。

4. 個品割賦契約を行うクレジット会社は登録制にして、行政規制の権限を設ける必要があると考えます。

個品割賦購入あっせん業者（個品割賦契約を行なうクレジット会社）は、現行法では参入規制も行政規制権限もないため、悪質な販売会社と加盟店契約を締結し、次々販売をほしいままにして深刻な消費者取引被害を巻き起こしていることは周知の事実です。被害が多発している個品割賦購入あっせん業がかかわる消費者取引被害をなくすためには、個品割賦購入あっせん業者を法に基づく登録制とし、なおかつ調査権や改善命令、業務停止命令、登録取り消し等の行政処分規定を導入することが必要であり、このたびの中間整理の（4）個品割賦購入あっせん業の規制強化等には大いに賛同するところであり、早急な具

体化が望まれます。

なお、総合割賦契約についても、個品割賦契約と同様の規定を導入することが必要です。

#### 5. クレジット会社にクレジット契約書面の交付義務を課すことを希望します。

個品方式では契約書面の交付義務は販売業者に課されていますが、特に訪問販売等の特定商取引においては、販売業者が消費者に交付した書面の内容を、クレジット会社が十分に把握することなく契約を締結する事も多く、その事が不適正与信を助長し消費者トラブルの一因となっていると思われまます。そもそもクレジット契約はクレジット会社と消費者との間の契約ですから、クレジット会社がその義務を負うのは当然でしょう。

クレジット会社が、販売会社や消費者が記載した内容を厳正にチェックする事によって書面不備や不適正な販売行為を早期に発見でき、三者間の適切な契約関係を結べるものと考えます。

#### 6. 訪問販売でクレジットを使用した時はクレジット契約にもクーリング・オフを認めることを希望します。

現行の割賦販売法で規定されているクーリング・オフというのは、商品の売買契約を訪問販売の方法で、なおかつ支払いをクレジットで行うときにその商品の売買契約のクーリング・オフができるということを定めており、クレジット契約そのもののクーリング・オフを定めたものではありません。

また特定商取引法と割賦販売法が重複適用になったときは特定商取引法が優先適用されることになっているため、この割賦販売法でのクーリング・オフ規定は現実的には余り意味をなしていません。

不適正な与信を行ったクレジット会社に対して経済的不利益をもたらすような民事ルールとして、特定商取引法での訪問販売、電話勧誘販売などでクーリング・オフがなされたときには、それと連動してクレジット契約の方もクーリング・オフできるように要望します。

クーリング・オフを入れることで、クレジット会社自身が契約書面に契約内容を正確に書くことをチェックする、すなわち取引適正化の動機づけになると思われまます。それはまた販売会社が行方不明になってクーリング・オフできないような場合でもクレジット契約が残らないようにするためでもあります。

#### 7. 指定商品制、割賦払い要件を廃止し、すべてのクレジット契約を対象とすることを希望します。

指定商品制についても、自社割賦以外のクレジット会社が扱うものについては、実務上、商品・役務の種類で区別することなく廃止するよう希望します。

また、支払い回数や金額など、割賦払い要件も廃止して、広くクレジット会社が扱う販売信用全般を割賦販売法で規制するよう要請します。

特定商取引法における指定商品制見直しとの整合性が保たれるよう、特定商取引法ならびに割賦販売法の指定商品制廃止を期待しています。

少なくとも、割賦販売法では今回改正で、直ちに廃止してほしいと思います。

なぜなら、クレジット契約による消費者トラブルは、商品・役務の種類で発生しているのではなく、クレジット契約の仕組み（3者間契約）が消費者に理解できず、クレジットを利用した悪質な販売に起因しているからです。

クレジット会社は、総合割賦契約に関しては指定商品制をとらず、利用できる加盟店でのみカードによる支払いを認めることで、契約の管理を行っています。同じクレジット会社が、総合割賦契約と個品割賦契約で契約の管理方法を変えているのは不合理だと考えます。直ちに指定商品制が廃止されることを期待します。

8. 決済代行業者などのクレジット取引関連事業者も法規制の対象にすることを希望します。

インターネットの普及と共に、情報サービス分野等の決済手段としてクレジットカードを利用した際に登場するアクワイアラー側の決済代行業者が、悪質な販売業者と手を組んで消費者被害が発生しています。クレジットカード会社と連携した決済代行業者についても、クレジット会社同様、登録制を導入すべきです。

## 9. その他

クレジット手数料の計算方式を、早期や中途で一括返済する場合に、事業者側も複雑で消費者に説明できないような現在の七八分法を改め、手数料の内訳項目や利率と返済期間で計算式が明確に説明できるような計算方式に変更してほしいと思います。合わせて手数料率の上限を他の金融関連の法律を参考に定めて下さい。

以 上

問い合わせ先

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

消費者提言特別委員会

世話人 花井 小林

152-0031 東京都目黒区中根2-13-18 第百生命都立大学駅前ビル

電話 03-3718-4678 FAX 03-3718-4015

E mail [nacs-muse@y3.dion.ne.jp](mailto:nacs-muse@y3.dion.ne.jp)